

# 平成 2 0 年 度 事 業 計 画 書

社会福祉法人 大口町社会福祉協議会

## 事業方針

福祉に対する社会的要請がますます増大し、かつ複雑多様化している中で心のかよう福祉社会の実現をめざす地域住民の連帯意識の高揚が強く叫ばれています。大口町においても地域で活躍するボランティア、NPO団体等の町民活動団体の組織の拡大がみられる中、社会福祉協議会としても各組織との連携、協働を図りながら町民全体で地域社会を考え、すべての町民が生き生きと安心して暮らしていける町づくりの実現をめざし地域福祉事業を推進していきます。

また、既存の地域福祉事業についても評価・見直しを図りながら事業の内容を精査し、地域に即した事業への展開に努めていくとともに、在宅介護事業においては、町の福祉施策にそった事業展開に心がけ利用者が必要とすべき介護サービスを見極め、将来を見据えた独自性のある事業経営をめざし研鑽してまいります。

# 事業計画

## 1. 社協組織の充実と会員の増加

- (1) 自主財源確保のため、相互扶助推進の高揚を図り、会員の確保と拡大を推進し会費の増収に努める。
- (2) 理事会、評議員会を開催し社協組織においての情報の共有に努め、社協組織全体で地域福祉についての理解を深め方針達成に向かって努力する。

## 2. 広報活動

広報「社協だより」を年4回発行し情報提供の充実を図るとともに、ホームページにおいても社協事業を公表し、町民の参加と協力を働きかけていく。

## 3. ボランティア活動の強化と拡大

ボランティア連絡協議会と協働しサークルの組織強化と活動拡大に努める。

- (1) ボランティアサークルの開放を行い、広く町民の方々に活動を周知する。
- (2) 各種講座を開催し、ボランティアの育成とグループの補強と支援を図る。
- (3) 広域的な分野を視野に入れ、近隣社協とも協力して福祉教育実施サポーターの技術向上を図る。
- (4) ボランティア活動等を社協だより及びホームページへ掲示し、ボランティア情報を発信する。

## 4. 児童福祉

- (1) 町内小中学校と協働し福祉教室（福祉実践教室・総合学習）の振興を図る。
- (2) 夏休みに親子福祉教室を開催する。
- (3) 子育て支援サークルに支援する。

## 5. 高齢者福祉

- (1) 長寿を祝い「高齢者肖像事業」を行う。
- (2) 単身高齢者、高齢世帯の方々に「おせち料理」を届ける。
- (3) 町内対象者、施設入所者に対し「敬老の日」のお祝い品を贈る。

## 6. 心身障がい児者福祉

- (1) 大口町障がい者スポーツ大会運営委員会の企画運営により「障がい者スポーツ大会」を開催する。
- (2) 視覚障がい者への音訳サークルによるカセットテープ・CDを利用した「声の広報」サービス、点訳サークルによる点訳サービス及びバリアフリー化支援ソフトを使用したホームページより福祉情報を発信する。
- (3) 町在住の重度障がいをお持ちの方に慰問品の配布を行う。
- (4) 晴れ晴れ会（重度身体障がいをお持ちの方の旅行）を開催する。

## 7. 母子・父子福祉

- (1) ひとり親家庭を対象とした「親子ふれあい事業」を行う。
- (2) 母子家庭等に対する就業支援とし「就業相談日」を月2回設ける。
- (3) 母子寡婦福祉会への活動支援及び会員拡大に努める。

## 8. 福祉関係団体の育成・助成

身体障害者福祉協会・心身障害児（者）親の会・尾北精神障害者家族会・尾北地区聴覚障害者福祉協会・遺族会・更生保護女性会・保護司会・母子寡婦福祉会の活動支援として助成金を交付し事業の推進を図る。

## 9. 共同募金

- (1) 大口町共同募金委員会とともに共同募金事業の啓発と目標額の達成に努める。
- (2) 共同募金配分金事業の推進と充実を図る。
- (3) 共同募金配分金事業を広く住民にPRをし、認識・理解を高める。

## 10. 在宅福祉サービス3事業所の経営

- (1) 大口社協居宅介護支援事業所（介護・介護予防）
- (2) 大口社協訪問介護事業所（介護・介護予防・障害者自立支援・独自）
- (3) 大口社協デイサービスセンター（介護・介護予防・独自）
- (4) 大口町訪問介護事業を受託する。
- (5) 大口町生きがい活動支援通所事業を受託する。
- (6) 事業所経営研究会議の実施

## 11. 福祉関連事業

- (1) 総合福祉相談窓口を常設する。
- (2) 民生児童委員・愛知県母子自立支援員・愛知県女性相談員・愛知県母子就業相談員・関連福祉団体相談員等の協力により「心配ごと相談所」を毎月第1から第4の水曜日に開設する。
- (3) 日常生活自立支援事業相談窓口を開設するとともに、事業の啓発に努める。
- (4) 県・町くらし資金による緊急一時貸付事業、生活福祉資金貸付事業、離職者支援資金貸付事業、長期生活支援事業、緊急小口資金貸付事業を実施し訪問、償還指導を強化する。
- (5) 貸出事業（車椅子・松葉杖・わた菓子機・ポップコーン機、福祉教材、福祉車両）を行う。
- (6) その他社会福祉事業に必要な事業を推進する。